

建築基準法第43条第2項第一号の規定に関する認定基準

第1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第一号の規定により、特定行政庁が「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」と認める基準を、次のとおり定めるものである。

第2 運用方針

法第43条第2項第一号の規定に基づく認定をするにあたって、第3の認定基準に適合するものを認定対象とする。

ただし、建築計画の内容、敷地の周囲の土地利用の状況等からみて、この基準によることが必ずしも適切でないと思われる場合にあっては、それぞれの規定の趣旨に従い、総合的な判断に基づいて運用する。

第3 認定基準

1. 避難及び通行の安全上必要な道に関する基準

避難及び通行の安全上必要な道の基準は、下記のいずれかに該当するものとする。

(1) 農道等の公共の用に供する道であること

- ・当該道は農道等の公共の用に供する道（土地改良事業による通路、河川管理用通路等を含む。）で、公的機関の管理に属し、かつ、当該道の通行に関する管理者の了解等が得られたものであること。
- ・当該道は法第42条の道路に有効に通ずるまで、幅員は4メートル以上であること。
- ・建築物の利用上支障がなく、非常時に避難が可能な程度に通路としての実態が備わっていること。

(2) 位置指定道路の基準に適合する道であること

- ・建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる位置指定道路の基準に適合すること。
- ・愛知県道路位置指定基準のうち、第3から第5、第7から第10及び第11第2項に適合すること。この場合、「指定道路」は「道」と読み替えるものとする。
- ・建築基準法施行規則第10条の4の2第2項に規定する承諾書を添えること。

2. 利用者が少数である建築物の用途及び規模に関する基準

- ・延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200平方メートル以内の一戸建ての住宅（附属する車庫、倉庫等を含む。）であること。

3. その他の基準

- ・当該道を法第42条に基づく「道路」とみなした場合において、法第6条に規定する建築基準関係規定に適合すること。
- ・敷地内の汚水、雑排水及び雨水を適切に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。

附 則

- 1 この基準は、平成30年10月15日から施行する。